

求人のご案内をいたします。(平成 30 年度雇用分)

下記職員の採用面接を行います。

正規常勤職員(児童指導員・保育士)

募集内容

正規職員雇用

児童指導員・保育士 2名以上予定

*新卒・既卒不問。

日時:

書類提出 10月31日(火)

一次審査 11月6日(月)9:00

二次審査 日程調整(1日又は2日で計6時間の実践審査)

就職説明会 月 日() 14:00

提出書類

- ・履歴書 ・資格取得証明書(見込み証明書)
- ・成績証明書 *職務経歴がある場合は、職務経歴書

提出方法

郵送にて(書類を送付した方は1次審査を受けてください。)

場 所: 〒231-0862 横浜市中区山手町68番地「聖母愛児園」

採用試験概要

1次審査(筆記試験(小論文)と個人面接) *国語辞典使用可

2次審査(1日又は2日間で6時間の体験実習)

*1次審査をパスした方が2次審査を受けることになります。

*2次審査参加者には、時給+交通費として、6千円を支給いたします。

資格要件

- ・保育士資格
- ・社会福祉士の資格を有する者

聖母愛児園

- ・精神保健福祉士の資格を有する者
- ・学校教育法 の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
- ・社会福祉主事または児童指導員任用資格を有する者

受験携行品

筆記具、メモ帳、国語辞典（電子機器不可）

採用条件：

- ①仕事内容…児童と起居を共にし、生活全般における支援を行います。このため小舎に宿泊することがあります。
- ①勤務時間…断続勤務が基本になります。（6:00-22:00 の中での 8 時間勤務）
- ③勤務形態…交代制勤務・時間外勤務有り・宿直有り。
- ④加入保険…雇用・労災・健康・厚生
- ⑤休 日… 4 週 9 休
- ⑥通勤手当…有り
- ⑦正規採用…但し、3 ヶ月間は、試用期間となります。

問い合わせ：

- 電話（045-662-8338）担当者：工藤
- E-mail：info-sa@seiboaijien.com

求人申込者の皆様へ

求人先を決定づける上で気になることの一つに収入面が挙げられると思います。

児童養護施設で働く職員の給与は、決して高い水準とは言えません。しかし、一般企業と比較した場合、景気に左右されず毎月、確実に給与が支給され、年2回賞与が支給されます。減給処分を受けない限り、基本給が下がることもなく、毎年、昇級していきます。つまり、支給が安定しているため、生活設計が立てやすいという、大きな利点があります。

社会保険や雇用保険への加入も行っていますので、例えば、25年間、普通に働き続ければ、厚生年金の受給資格を受けることができます。また、辞職した場合は、勤務年数に応じて失業手当の申請も出来ます。

退職金制度も完備しており、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に法人単位で加入しています。これは、法人及び事業所として加入していますので職員一人一人からの徴収金は発生しません。この制度によって、例えば、40年間、普通に働き続ければ、約1,500万円程度の退職金を受けることができます。

また、社会福祉協議会の民間社会福祉従事者年金共済事業に加入しています。こちらは、職員と事業所が折半で徴収されますが、定年退職後、退職金として一括に受け取る方法と年金形式で受け取る方法を選択することができます。

児童養護施設で働く場合、お金持ちになることも贅沢な生活をすることも出来ませんが、安定した収入があり、普通に定年まで働けば、ある程度の退職金もあり、それは、心の余裕に繋がり、豊かな人生を送れると考えることも出来ます。

求人申込票に雇用条件や給与条件は、提示されていますが、実は、上述した内容を理解して求人申込票を見ている人は稀な状況です。

さて、給与には、基本給以外に幾つかの手当があります。

特殊業務手当：これは、事務員や栄養士等には支給されませんが、直接、子どもたちと関わる保育士や児童指導員等に支給されます。

宿直手当：児童養護施設は、24時間体制の職場ですので、夜間の子どもの安全と情緒の安定を守るため、職場に宿泊することがあります。その回数に応じて手当でされます。

住居手当：アパート等から通勤する場合に、その家賃額に応じて補助されます。
*限度額が設定されています。

通勤手当：名称の通りの手当です。
*限度額が設定されています。

超過勤務手当：当園では、極力、超過勤務に至らないよう勤務態勢を整えていますが、それでも僅かに発生します。その際に手当でされます。

扶養手当：配偶者や扶養児童がいる場合に手当でされます。

当園の場合、最低限の手当は、整っていますのでご安心ください。

最も大切なことですが、基本給は、国家公務員俸給表と人事院勧告に準じて設定されますので、給与支給に対して、職場が不正な情報操作を行うことはできません。これは、就職先を決定する上で、とても重要です。

